北仲通北再開発等促進地区地区計画区域内における

建築基準法第68条の3に基づく認定基準に関する意見公募について

横浜市では、北仲通北再開発等促進地区地区計画区域について、建築基準法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率制限に関する認定基準を定めることといたします。

つきましては、広く市民の皆様からご意見を頂きたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

平成27年8月25日(火)から平成27年9月23日(水)まで

2 ご意見提出方法

以下のいずれかの方法により、ご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス: kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp

横浜市建築局建築情報課 建築企画担当 あて

(2) 郵送または持参の場合

〒231-0012 横浜市中区相生町 3 丁目 56 番地の 1 JN ビル 5 階

横浜市建築局建築情報課 建築企画担当 あて

※持参の場合、受付は平日 8:45 から 17:00 までです。

(3) FAX の場合

FAX 番号: 045-681-2436

横浜市建築局建築情報課 建築企画担当 あて

3 注意事項

- (1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。個別のご回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ使用します。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)」に従い、適切に取り扱います。

4 お問い合わせ先

横浜市建築局建築情報課 建築企画担当

電話 045-671-2933

※電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。